

○岩国市条件付一般競争入札心得

平成20年10月 1 日

改正

平成22年 4 月 1 日

平成22年 7 月 1 日

平成23年 4 月 1 日制定

平成24年10月 1 日

平成26年 4 月 1 日基準第 1 号

平成29年 4 月 1 日

岩国市条件付一般競争入札心得

(目的)

第 1 条 岩国市が発注する建設工事の契約に係る条件付一般競争入札を執行する場合の取扱いについて、岩国市財務規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）、岩国市建設工事執行規則（平成18年規則第171号）、岩国市条件付一般競争入札実施要領（平成20年10月 1 日制定。以下「要領」という。）その他法令に定めのある場合を除くほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第 2 条 条件付一般競争入札に係る入札保証金は、規則第96条の規定により免除する。

(入札の方法等)

第 3 条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、設計図書、現場等を熟覧の上、入札書、工事費内訳書及び入札公告で定める書類（以下「入札書等」という。）を、日本郵便株式会社岩国郵便局留の一般書留郵便の方法により、入札公告に示す到達期限までに提出しなければならない。この場合において、設計図書、現場等について疑義があるときは、市が定める指定期日までに工事内容質問書を提出することができる。

2 入札の回数は、1回を限度とする。

3 入札参加者は、入札書等の提出については、中封筒（長形3号サイズ）及び外封筒（角形2号サイズ）の二重封筒を使用するものとし、次の方法により行わなければならない。

(1) 入札書の中封筒に入れて封かんし、表面に岩国市指定の表紙を糊付けすること。

この場合において、指定の表紙には、工事番号、開札日、工事名、入札参加者の住所、商号又は名称を記入すること。

(2) 入札書を封入した中封筒並びに工事費内訳書及び入札公告で定める書類を外封筒に入れて封かんし、表面に岩国市指定の表紙を糊付けすること。この場合において、指定の表紙には、工事番号、開札日、工事名、入札参加者の住所、商号又は名称を記入すること。

4 第1項の到達期限経過後の入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第 4 条 入札参加者は、入札書等を提出した日から開札時刻までは、入札辞退届を郵送又は持参して契約監理課に提出することにより、入札を辞退することができる。

2 前項の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行ってはならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対し入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取消し等)

第6条 入札の執行に当たり不正があると認められるときは、入札を延期若しくは中止し、又は取り消すことができる。この場合において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできない。

2 前項の規定により、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(立会人)

第7条 開札の立会いを希望する入札参加者は、当該入札に係る工事ごとに、入札公告に示す到達期限の正午までに、契約監理課宛にファックスで入札立会希望申請書を提出しなければならない。

2 入札執行者は、前項の規定による申請があったときは、申請者全員を立会人として指定するものとし、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による申請がなかったときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の8の規定により、当該入札事務に関係のない職員1人以上を立会人として指定するものとする。

(開札)

第8条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

(入札の無効等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とすることができる。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者がしたもの

(2) 虚偽の申請を行った者がしたもの

(3) 到達期限までに到達しなかったもの

(4) 第3条に規定する方法によらないもの

(5) 指定表紙に商号又は名称が記載されていないもの

(6) 指定表紙の表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの

(7) 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの

(8) 同一の入札参加者が2通以上提出したもの

(9) 金額を訂正したもの

(10) 入札書等に市長名、商号若しくは名称の記入又は押印のいずれかがないもの

(11) 入札書等の工事名若しくは工事場所が入札公告と一致しない、又は記載されていないもの

- (12) 入札書等の内容について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が明確でないもの
 - (13) 提出期限内に入札参加資格確認書類の提出がなかったもの
 - (14) 明らかに連合によると認められるもの
 - (15) 代理人がしたもの
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの
- 2 工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その入札は無効とする。

- (1) 工事費内訳書の提出のないもの
- (2) 第3条第3項第2号の提出方法によらずに提出されたもの
- (3) 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの
- (4) 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの
- (5) 入札参加者の実印又は使用印鑑の押印を欠くもの
- (6) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
- (7) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
- (8) 工事費内訳書の各項目が、市長が指定した記載項目を満たしていないもの
- (9) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの
- (10) 工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出したもの
(落札候補者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者（無効な入札を行った者を除く。）を落札候補者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が複数あるときは、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定める方法により、落札候補者を決定する。
- (1) 該当する者が全員立会人（委任状を持参した代理人を含む。）であるとき 該当者全員に直ちにくじを引かせて落札候補者及び順位を決定する。
 - (2) 前号に掲げる以外るとき 市が指定した日に該当者全員（委任状を持参した代理人を含む。）にくじを引かせて落札候補者及び順位を決定する。この場合において、該当者のうちでくじを引かない者があるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した該当者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札候補者に対する通知)

第11条 落札候補者が開札に立ち会っていないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により落札候補者となった旨を通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第12条 落札候補者となった旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）に定める休日を除く。）に入札参加資格確認書類を契約監理課に提出しなければならない。

- 2 落札候補者が、前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者が行った入札とみなし、無効とする。

3 前項の規定により無効とされた落札候補者については、第4条第2項の規定を準用する。

(落札者の決定)

第13条 落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者と決定する。ただし、令第167条の10第1項の規定に該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

2 落札候補者が入札参加資格を有していないときは、当該落札候補者の入札を無効とし、その旨を通知し、次順位の落札候補者となるべき者に対し、第11条から本条までの規定について、落札者を決定するまで同様の手順により行うものとする。

(契約締結の中止)

第14条 落札者が前条の規定による落札者の決定から契約締結までの間に入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

(契約保証金等)

第15条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、契約担当者等が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記入し、記名押印の上、関係書類を添えて落札決定後速やかに、契約担当者等に提出しなければならない。

(疑義及び異議の申立て)

第17条 入札参加者は、この心得に疑義があるときは、その疑義について入札書等の到達期限までに質問することができる。

2 入札参加者は、入札書等の提出後、この心得、入札関係書類、現場状況等について、不明を理由に異議の申立てはできない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日から平成21年3月31日までの間に行う条件付一般競争入札に係る第3条第1項に規定する入札書等の提出については、一般書留郵便の方法により行うほか、監理課に持参する方法により行うことができるものとする。

附 則 (平成22年4月1日)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日)

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日制定)

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月1日)

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日基準第1号)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。